

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人「一寿会」

役員報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一寿会（以下「一寿会」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の評議員、理事、監事をいう。

第2章 報酬等

(常勤役員報酬)

第3条 一寿会において、継続かつ定期的に就業する役員の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等俸給表に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。

- 2 役員等報酬は月次報酬と賞与とする。
- 3 賞与の額は、1年度において月次報酬額の4. 8月分を超えない範囲で職員への賞与の支給状況等を勘案し理事長が定める。
- 4 一寿会の職員が在籍のまま役員である期間は、第1項に定める役員等報酬の支給はせず、職員の給与に関する規則に基づき、給与を支給する。
- 5 第1項に定める報酬額は、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ、評議員会において見直すことがある。

(評議員会・理事等の出席報酬)

第4条 評議員が評議員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 理事長及び理事が理事会又は評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり報酬及び実費弁償費を支払う。
- 3 同一日において、前各項に重複して該当する場合、主たる出席実績に併せ報酬及び実費弁償費を支払い、重複しての支払いはしない。

(監事の報酬)

第5条 監事が評議員会又は理事会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 監事が理事会又は評議員会及び評議員選任・解任委員会開催の日以外の日に、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2のとおり報酬及び実費弁償費を支払う。
- 3 同一日において、前各項に重複して該当する場合、主たる出席実績に併せ報酬及び実費弁償費を支払い、重複しての支払いはしない。

(役員等の業務報酬)

第6条 役員等が第4条及び第5条に規定する報酬の発生する日以外の日において、法人の主催行事又は法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表3に基づき報酬及び実費弁償費を支払う。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 第3条1項の役員等についての報酬の支給方法及び支給日は、一寿会の給与の支給方法及び支給日に準ずる。
 - (2) 第3条1項の役員以外の役員等については、その都度現金にて支払う。
- 2 報酬の支払い額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

第3章 出張旅費

(出張旅費等)

第8条 役員等が法人業務のため出張する場合は、日当及び旅費等を支給する。

- (1) 理事長は、職員旅費規程別表「理事長」を適用する。
- (2) 理事長を除く各役員等は、職員旅費規程別表「施設長及びこれに準ずるもの」を適用する。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第9条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

- (1) 理事長、業務執行理事

在任期間1年につき 10,000円

- (2) 評議員、理事、監事

在任期間1年につき 5,000円

- 2 在任期間の計算は、役員就任日を起算として、1年に満たない端数月は6ヶ月以上のときは切り上げ、6ヶ月未満のときは切り捨てるものとする。

3 一寿会の職員が在籍のまま役員等を兼務する場合の在任期間の始まりは、定年退職後再雇用された日からとする。

(支給方法)

第10条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第11条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第5章 慶弔

(傷病見舞金)

第12条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表4に定める傷病見舞金を支給する。

2 一寿会の職員が在籍のまま役員である期間は、第1項に定める傷病見舞金の支給はせず、職員の慶弔見舞金に関する規則に基づき支給する。

(災害見舞金)

第13条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表4に定める災害見舞金を支給する。

2 一寿会の職員が在籍のまま役員である期間は、第1項に定める災害見舞金の支給はせず、職員の慶弔見舞金に関する規則に基づき支給する。

(弔慰金)

第14条 役員等が死亡したときは、別表5の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

2 一寿会の職員が在籍のまま役員である期間は、第1項に定める弔慰金の支給はせず、職員の慶弔見舞金に関する規則に基づき支給する。

(親族等への香華料)

第15条 役員等の親族等が死亡したときは、別表6に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

2 一寿会の職員が在籍のまま役員である期間は、第1項に定める香華料の支給はせず、職員の慶弔見舞金に関する規則に基づき支給する。

(改正)

第16条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。

(運用の廃止)

2 社会福祉法人一寿会 役員費用弁償規程の運用は廃止する。